

# 住みよい生活環境づくり 条例がスタート

## 10月1日から条例が施行

公園や道路に散乱する空き缶やごみ、ペットのふんなど。歩いているときや車窓から投げ捨てられるたばこの吸殻、ごみの野外焼却。このような光景を目にしたことはありませんか。これらは単にまちの美観を損ねるだけでなく、自然環境にも大きな影響をおよぼしています。

町では「ふるさと浦幌」が、誰もが住みよい町であると感じられるまちづくりを一層進めるため、「住みよい生活環境づくり条例」を制定し、10月1日から施行することになりました。

## 毎日の暮らしの中で

この条例は、理想的な環境づくりに

向けて、日ごろの暮らしの中で町と町民、事業者等が一体となって、住みよい生活環境にするため、それぞれの役割を定め、それぞれが協力し合うことを呼び掛けています。そして、他の町民の迷惑になるような『ごみのポイ捨て禁止』『一般家庭でのごみの焼却禁止』『ペット等の飼育管理』を規制しています。

また、この条例には町の指導・勧告、勧告に基づく指示、指示に従わない場合の法令に基づく処理を求めることができる規定も盛り込まれています。しかしそれは、違反者を取り締まるためのものではありません。清潔で住みよい、きれいなまちをつくり、そしてそれを、未来に引き継いでいくことを目的としています。

しかし、まちの美化やモラル意識の向上は、一朝一夕で実現できるもので

はなく、条例制定も一つの手段にすぎません。大切なのはこれからののです。ぜひ、町民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

今後は、条例の制定を一つのきっかけとして、軽い気持ちで行われているこれらの行為が反社会的な行為であるという自覚を持って、みんなの力で清潔で美しいまちづくりに取り組んでいきましょう。

## 協力し合いましょう

### 町民の皆さんにお願い

▽屋外で出した空き缶やたばこの吸殻、紙くすなどは、持ち帰るか、ごみ箱などの回収容器に入れてください。

▽飼い犬・猫のふんは、持ち帰って適正に処理するなど、ふん害を防いでください。

▽家庭ごみの焼却は、煙や匂いなどでご近所に迷惑がかかりますのでやめましょう。

### 事業者の皆さんにお願い

▽事業活動を行う際には、常に環境美化の促進を心がけてください。

▽従業員に対する環境美化意識の啓発に努めてください。

### 町の役割

